

1. 件名：「日本原燃(株) 再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に係るヒアリング(1)」
2. 日時：令和5年2月10日（金） 10時35分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
（原子力規制部新基準適合性審査チーム）
古作企画調査官、大橋上席安全審査官、武田安全審査官、清水係員
日本原燃株式会社 再処理事業部 再処理計画部 計画グループリーダー
他15名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000097.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000098.html
- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃（株）から再処理事業所廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請

を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000099.html

- ・ 令和5年1月30日

「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	町の武田です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:08	本日のヒアリングは、令和4年の1月に申請があった事業変更許可についてこれまでに提出があった資料を基に事実確認を行うものになります。
0:00:19	まず規制庁側の出席者は、本庁側からコサク調査官、オオハシシミズタケダ以上になります。
0:00:28	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と、各担当の役割、本日の資料の説明範囲と達成目標について説明をお願いいたします。
0:00:42	はい。日本原燃の大場です。まず出席者ですけれども、私大庭でございます。その他、カミヤフナミズ。
0:00:51	ノロシバサキスモモザワカシワザキーアボオガセオオヤマ
0:00:58	aクドウトミタイシハラアベサイトウタマキで、
0:01:03	対応させていただきます。
0:01:05	今回、再処理施設と廃棄物管理施設とMOX加工施設、
0:01:10	こちらの経理的基礎優績能力関係でありますので、ちょっとそれぞれ、メンバーの3事業ありますので増えてますけれども、それぞれのパート

	に応じた対応者ということでちょっと人数多く出席をさせていただいております。
0:01:24	今回の目的ですけれども、この表上ポートスペクトルの取り入れの審査に関しまして、
0:01:32	直接的な技術的なところを以外の審査項目としてこの経理的基礎ですとか、技術的能力、品管体制の整備に関する説明のところの、
0:01:43	ご説明をさせていただいて審査をいただくというところを今回、目的といたしております。以上です。
0:01:55	下、規制庁コサクですけど、目的もう一つあって、
0:01:59	新知見の反映ということで、地盤だけではなく、
0:02:07	火山ですかね、ていうようなところの対応もとられているようで、それはなぜかということに応じて他の新知見はどうなってるのかと。
0:02:17	いうことをお聞き、
0:02:20	してたかと思うんですけどそこは回答するつもりがまだないってことですか。
0:02:27	稲毛オオバです。申し訳ございません。説明不足いたしました。ちょっと資料の、

0:02:33	映してる資料の方でも入れておりますけれども事業変更許可申請書における変更の考え方というのを今回提示させていただいております。この資料の中で、今回の変更申請の本文それから、
0:02:48	それぞれ添付の変更の考え方をご説明させていただく中でですね特に新知見関係に関するところ、再処理で言うと添付書類4が主になりますけれども、
0:02:59	そういったところの考え方についても、ご説明させていただいて、審査いただくということを目的としてございます。不足しておりました。以上です。
0:03:12	はい。
0:03:15	つけてオオハシですけれども、
0:03:18	私の方からまず、江藤大津で指摘をしたいと思います。今回ヒアリング資料として、
0:03:27	7点、MOXと再処理と廃棄物管理ということで提出いただいているんですけども、
0:03:32	こちらの
0:03:35	整理資料ということで出されていて、申請書の比較箇所というものがちょっと見れないと、ということですので、それぞれですね、申請書の変更の理由も、

0:03:48	つけてですね、変更箇所を比較表の企画形式の形で提示いただければと。
0:03:55	いうふうに思います。
0:03:56	例えばですけれども、
0:04:01	見ていると、MOXとかは経理的基礎とか品質管理とか、比較的他のところと比べると、大きく変更しているようなんですけれどもそこが今回
0:04:14	なぜ変更したのかというのがちょっとその理由が一つ一つわからないということですので、お願いできればと思います。この辺いかがでしょうか。
0:04:29	はい。日本原燃大庭でございます。すいません。ちょっととりあえず趣旨と合っていないかもしれませんけれども、今回の変更申請にあたっての比較、
0:04:40	それに伴ってどこがどういう理由で変わったかというところが、そういった比較表の形で説明をして欲しいというふうに受け取りましたので、
0:04:51	それは今回の資料は整理資料だけになってございましてそういった比較表の形では、提示しておりませんので、準備いたしまして、ヒアリングに使える形で準備して、
0:05:02	ご説明したいと思います。
0:05:05	すいません回答合ってますでしょうか。はい。

0:05:09	お願いします。それで関連してですけれども、借り手というかですね、
0:05:17	それでは変更の考え方というそのする前の紙の方の、
0:05:22	ところに少し移りたいんですけれども、
0:05:29	これの、
0:05:31	初めのところで、少し確認したいんですけれども、
0:05:40	添付書類の3のその技術的能力、
0:05:43	ですね、ちょっとこれに関しては、一番右の欄を見ると、提出時期に 関して、今後令和5年4月のその補正時期に
0:05:55	提出をしたいと、というようなことではあるんですけれども、一応技術的 能力に関しても比較表の形式で出していただきたいと。
0:06:02	いうふうに思ってます。
0:06:06	こちらの見る、
0:06:10	基本的には
0:06:13	役員の方のそれぞれのところも変わったのみということなんですけど も、今回の変更がある箇所というのは、どういった箇所、そのその辺だ けなんでしょう。
0:06:22	何か基本的な中身の方の、
0:06:25	等、
0:06:27	この変更、すいません、添付書類3に関しては1ポツから6ポツの

0:06:36	保守管理の組織とか技術者の確保とか、
0:06:40	教育訓練とか、多々あるんですけども、その辺は今回変更はないとい う
0:06:49	門田オオバです。
0:06:51	最初に行きますと添付書類3の技術的能力に関しましては、申請書とし ては今おっしゃられた通り、技術部経歴等の変更がございます。それ以 外にもですね、
0:07:04	技術者の
0:07:08	なんでしょう資格ですとか、
0:07:11	例えばその海外機関での研修の人数ですとか、そういったところの人数 が入っているところは最新の組織での人数の集計をしておりますので、
0:07:22	そういった箇所も変更になってございますので、比較表の形で示した際 には、どの数字がどういう観点で変わってるかというところはわかるよ うにいたします。
0:07:33	あと
0:07:36	現地返還規則の変更に伴っての記載の見直しというのも設定を行って おりますので、それもわかる形で比較表の形で準備をさせていただきたい と思います。以上です。
0:07:50	コサクですすいません品管規則の関係からってというのは、

0:07:55	何でしたっけ、新基準適合のときに、
0:07:59	補正で反映してたんじゃなかったかなと思ったんですけど。
0:08:12	えっと品質マネジメントシステムに係る事項については、申請時点での品質マネジメントシステムを説明するということで、すでに品質管理基準規則を適用していた、許可、
0:08:23	記載の変更自体はございませんでしたけど、今回の申請にあたっては、これまでジャックヨンイチイチっていう記載から、品質管理基準規則っていうものに記載を変更したと、いうことになります。
0:08:39	はい。あとごめんなさい、古作です。今説明あったのは本文と添付と添付の話ってことですかね。
0:08:49	現在です。テンプの決算のことです。古作ですわかりました。そうすると新基準適合の時には、言われたように品管規則制定前の状態での設計プロセスとかがあって、
0:09:04	それは残しつつ、届け出側で対応された新、品質管理規則に基づく体制ということについて付記を少ししたというところにとどめていたところ、
0:09:18	今回はもう元のQMS体系っていうのでは
0:09:24	なくなっているんで、
0:09:28	大本から

0:09:30	品質管理規則に基づくもので整理をしたということですね。
0:09:36	なのでその通りでございます。はい。補足です。わかりました。
0:09:42	はい。お話ですけれども、比較表の形で提示いただくとともにその辺の変更の理由というところもちゃんと書いて今後ご提出いただければと思います。
0:09:53	衛藤。
0:09:53	あと、
0:09:55	ですけれども、少し申請者の方に移りますけれども、
0:10:00	うん。
0:10:03	今回申請書の添付書類の事業計画書をの方ですけれども、こちらの再処理とMOX可決管理もそうですけれども、事業計画書において、
0:10:16	2としてその変更の工事に要する資金の額及びその調達計画ということで、こちら記載としては、本現行については工事を伴わないためここにこれにかかるし、
0:10:27	資金を要しないというふうなことが記載されています。一方ですけれども、
0:10:33	我々の方でRFSの同様の申請を見たところ、こちらの方では、
0:10:41	その辺のところ、このような記載ではなくて、
0:10:46	調達に係る図表がついていると、いうふうな感じになっています。

0:10:51	こちらの方は、例えば、RFの方は、建設工事中ということで、そのうちにその標準応答スペクトルの取り入れ、
0:11:00	もうその位置付けてるのに対して、再処理の方は警察工事を終わらせてからその別工事として、
0:11:09	表示も等々、すべてその取り入れをしようとしているようなその違いなのかもしれないですけども、
0:11:15	この辺りを踏まえて、ちょっとどういうふうなこの整理としているのかということをおっと教えていただけますでしょうか。
0:11:23	はい。日本原燃大庭です。
0:11:25	再処理でいきますと添付書類の2ですね事業計画書、整理資料では今回経理的基礎という形で示しておりますけれども、
0:11:36	その2、2以降ですね、以降のところはご指摘の通り本変更については工場伴わないためこれに係る資金は変更しないというふうにしてございます。こちらは
0:11:51	ちょっと従来からというところはあるんですけども、基本的にここは、この本変更には、
0:11:57	要する資金ということで、事業震源を特定しない地震動を、再処理施設に適用した場合に、
0:12:06	工事が発生するかどうかという観点で、

0:12:11	資金が発生するかどうかというところを
0:12:14	記載をしております。今回当社としては再処理施設としては今、この震源特定せずの範囲に伴って工事を要しないというふうな見込みを行っておりますので、それについて、
0:12:26	工事を伴わないため、これに係る資金は要しないと、というような形で整理をしてございます。
0:12:34	以上です。
0:12:36	あ、すみません、古作ですけど今再処理の例で言われただけなんですけど、他の事業はどうなんですか。
0:12:44	はい。他の事業についても、基本的には本変更に係る変更ということで考えておりますので、再処理、廃棄物管理施設、ちょっと添付書類の場も違いますけれども、廃棄物管理施設それからMOX燃料加工施設についても、
0:13:00	同様の考え方で、この再処理の2項に相当するところは、資金の学長から調達計画のところは変更を要しないという記載をさせてもらっております。
0:13:11	以上です。コサクですけどどう再処理と廃棄物管理はセットで、今接合に進めてますので、
0:13:19	それ

0:13:21	その申請前の面談とかでも聞いている通りなんですけど、
0:13:25	MOX施設わあ、まだ工事が途中の状態で、さっき長いと思うんですけど、
0:13:33	再処理廃棄物管理と一緒になんですか。
0:13:36	RFSの方と一緒にじゃないんですか。
0:13:42	日本原燃齋藤でございます。申請をさしていただいた時はですね、同様に今説明をさしていただいた通りの考え方で申請をさしていただきました。
0:13:52	ARFの状況を踏まえますと、所と状況になりますのでこちらにつきましては、記載をさしていただく方向で考えたいと思っております。
0:14:04	はい。古作です。そうしましたら次のヒアリングのときに、補正どういうふうにするつもりかみたいなのところの考えを示していただいたらと思います。
0:14:18	はい。次の補正の断面では、
0:14:24	1ポツ1、日本原電サイトウすみません、古作です。
0:14:28	今口頭で説明いただくのは構わないなんですけど、先ほど比較表を出してというような話もありましたので、その比較表で入れ込むとまた、

0:14:39	いいのか悪いのかよくわかんないんですけど、説明として実態、R F S を踏まえると自分たちで普通はこういうような状況であって、こういう ふうにしていきたいと。
0:14:49	というような補足説明資料を作って提示いただければいいかなと思ってま す。
0:14:56	はい、日本イシハラでございますはい。その形で整理資料側で修正の内 容がわかるように、資料提示させていただきます。
0:15:07	はいコサクですよろしくお願いします。
0:15:13	はい。よろしくお願いします。
0:15:16	市また、この変更の考え方の紙の方にちょっと戻っていただきたいんで すけれども、
0:15:24	こちらの方で冒頭、ちょっと二つも指摘しましたけれども、添付書類 4 の、この気象海象を地盤水位、社会環境等に関する説明書の中で一番下 のところに、
0:15:39	ポツで、
0:15:41	気象海象長井等については、新築の有無を確認し、当該新築によりその 変更や設計や評価ということになる場合は真剣に取り組むなど、
0:15:52	ということですけれども、
0:15:55	こちらは今の状況というかですね。

0:15:59	次長の登録の考え方も踏まえて、対象範囲の考え方というものに関してちょっと教えていただき、説明いただければと思います。
0:16:11	はい。日本原燃大場でございます。江藤再処理添付書類4のところ、特徴解消地盤等々のところですけども、
0:16:20	今回は震源特定しない地震動に関する変更ということで、
0:16:28	ポツで上三つぐらいのところですかね三つぐらいのところまで、このちょっと地震動に広く関連する項目という意味で、この地盤地震等の
0:16:39	この申請までの新知見については反映するという形をとらせていただいています。それ以外のところは、一番下の最後のところにポツで書いてありますように、それ以外の気象海象水理社会環境とか竜巻等になる。
0:16:54	けども、
0:16:55	こういったところは、基本的な考え方といたしましては、やはり震源特定せず、
0:17:02	に係る項目ではないという項目になりますので、反映する項目ではないというふうに考えております。ただ
0:17:10	震源特定せずに関係しないとしてもですね、この条件の変更がその後段の設計を変更するような条件の変更というふうに該当する場合は、

0:17:21	これは当然従来からもそうですけれども、どこかの変更申請とあわせてこれ添付書類になりますので、どこかと合わせて変更するというふうになると考えられますけれども、
0:17:31	ただ現時点ですとねそのような設計変更が必要となるような今条件の変更は新知見というんですかね、これは今確認をされてございません。
0:17:41	仮にあったとしても、
0:17:44	設計変更を伴うような条件の変更があったとしても、次回以降の申請ということもいうことになるかと倉持ということですので、ちょっと今この
0:17:55	見ていただいている資料では新知見の反映を行うというふうには書いていませんけれども、
0:18:00	この今、すでに反映している地盤地震とこの四つの項目以外の知見の反映というのは今、変更なりというふうに考えておりますちょっとこの資料
0:18:11	3行うと書いてますけれども、修正をさせていただきたいというふうに考えています。今の考え方としては、以上の通りです。
0:18:18	以上です。
0:18:22	ちょっと今の説明が少しわからないところがあったんですけども、新知見を今確認をされていて、今のところはないというふうな話が始まって

	たなど。あったとしても次回以降ですね話があった気がするんですけども、
0:18:36	あった場合には、その反映するということかと思うんですけど、基本です。すみません、古作です。
0:18:44	ちょっと入口から確認したいんですけど、
0:18:47	新知見の反映っていうのは事業者のう。
0:18:52	義務っていうんですかね、いうことで
0:18:59	保安措置の中で、継続改善の検討をずっとしていくと。
0:19:05	ということがあると思いつつですね。
0:19:08	ええ。
0:19:11	紙を
0:19:14	現状であれば使用前確認が終わり、使用開始した以降については、税所 梨衣
0:19:22	加工であれば、
0:19:25	安全性向上評価ということもあって、その状況も我々聞きながら、その 結果として、許可変更が必要があれば、許可変更申請がされる、許可業 務、事業変更許可申請がされると。
0:19:40	いう体系になっていると言う古藤なので、その状況を我々としても見て いくということだと思ってるんですけど。

0:19:52	まだ、
0:19:54	新基準適合能手続きが終わっていないので、そういうフェーズには今なっていないくて、
0:20:01	かつ再処理についてはまだ使用前段階だと。
0:20:06	いうことうで、そのあたりの、
0:20:10	何ていうんすかねプロセスがどういう状態になってるのかっていうのがよくわからなかったんですけど、といっても建設始めてから20年たち、
0:20:21	アクティブ試験等いろいろと作業をしているところで、QMSはずっとまわしていると。
0:20:29	いうことで、そういう状況からする等、新知見反映っていうのも、これまでずっと検討する、していて情報収集もしていてということでもいいんですかね。
0:20:47	日本原燃岡です。
0:20:49	ご指摘の通り創業後はこの安全性向上評価の中で、必要な届け出、報告をさせていただいて、
0:20:59	必要な許可が変更が必要だということになれば許可をするということ、になると思いますけれども、また当社として

0:21:09	新知見の収集は確かに行っておりますけれども、これをちょっと網羅的にですね、全部の項目を今、
0:21:17	するように書いてあるような項目をすべてを網羅的に確認するというようなところまでの仕組みがまだ今できていないというところがございますので、申請、うん。
0:21:29	にあたってですね、確認をするというような作業になるかどうか考えてございます。作業はご指摘の、
0:21:36	内容をのっとして、
0:21:37	後で
0:21:40	コサクです。今言われた若干不安なあ回答になってて、事業変更許可が必要な事案があればそれは対応してもらわないと。
0:21:52	事業としてこちらは認めることができない状況になってしまうので、
0:22:00	当然、
0:22:01	影響が出ていないと、変更する必要がないということは確認していただかなきゃいけないくて、
0:22:08	今の回答だとすると至急やっていただいて、その状況を説明してください。
0:22:14	でないとこの許可も出しづらいです。
0:22:19	は、はい、わかりました

0:22:23	この条件の変更がですね、設計の変更等に該当して、許可変更しないと いけないような条件の変更がある場合は、すいませんコサクです。事業 変更許可に書けと言っているのではなくて、
0:22:36	原燃としてしっかりと新知見を調査し、変更の必要がないという判断を していると。
0:22:45	いうことの、
0:22:48	プロセスをしっかりとまわしてくれと言っている。
0:22:50	のです。それを説明してください。
0:22:55	わかりました。
0:22:56	ちょっと先ほど申し上げましたようにこの添付書類4のところの申請の 考え方の下、一番最後のポツのところですね、その考え方をちょっと、
0:23:06	今ご指摘いただいた話も踏まえてプロセスがわかるように、説明をでき るようにちょっと記載を見直した上で説明したいと思いますので、承知 いたしました。
0:23:17	はい。補足です。その上で、申請書としてどうしていくのかということ なんですけど、
0:23:25	当然
0:23:27	新知見があり、変更しなきゃいけないという項目があれば、それに対応 する本文の申請があり、それに関係する。

0:23:37	内容として、添付書類 4 でも、その情報を入れて、こういう変動があったので、設計としてこういうふうに変えます。それを設計としてってのは添付 6 の方ですけど、
0:23:50	こういうふうに変えて安全を確保しますと。
0:23:53	いう申請がされるということなので、当然その添付 4 もしっかりとその部分入れていただくと。
0:23:59	ということなんですけど、
0:24:04	設計変更がない場合に、どこまで追カー情報を入れていきますかと。
0:24:11	ということ先ほどの技術的能力とかの話でいうと、時点修正みたいなのは、適宜やっていただいているところなんですけど、
0:24:23	添付書類 4 についてはどういうふうにお考えになってますかね。
0:24:31	はい。井上青葉です。エント書類 4 につきましては、設計の変更を要しないようなデータの、
0:24:42	更新みたいなところは、あるかと考えてございますけれども、そういったところは、つどう申請、新設をですね反映するところまでは現時点では考えておりません。かなりのデータがございますので、
0:24:58	設計の変更を要するようなデータの投資っていうのは当然その申請に合わせて変更しないといけないんですけれども、

0:25:04	単純なそのデータの更新のようなところは、審査に影響しないところという観点で変更するということは今のところ考えていないというのが考えております。以上です。
0:25:18	はい。古作です。考えていないというのは、物量が多いのでっていう、
0:25:25	だけ妥当なせそれでいいのかの説明になっていないんですけど、
0:25:31	そこは何か頭の整理はできてないのでしょうか。
0:25:47	弓削の石田でございます。
0:25:51	頭の整理をした上でこういうふうに申請書で反映しますという回答が今時点でできないな、申し訳ないと思ってます。
0:25:58	全体として、再処理兼用ん加工で融点差の、いわゆる社会環境等に関する情報をですね、最新の情報ってのが一体どういうものなのか、よくやる。
0:26:10	何年何月から何年何月までの情報を集めてこうなりますみたいな話ですけども、一度
0:26:15	例えば整理者の形でですね、最新の情報を整理をしてお出しをして、
0:26:21	申請書への反映の仕方っていうのを、ヒアリングお話をさせていただくということで、いかがでしょうか。
0:26:30	古作です。あんまり大層なことを考えてなくてですね、事業規則見ただくと、

0:26:38	添付4の要件は変更に係る説明なのです。
0:26:42	一方で技術的能力は、変更後における技術的能力なんです。
0:26:48	なので、基本変更後におけるということであれば時点修正をしていただかないと、
0:26:56	説明としてずれが生じて行き得る。
0:26:59	ということで、そこ納期売るところを、
0:27:04	誤解のないように、時点修正をし、今後こういうふうになってますよ現状ではこうですよということがわかるようにしていただいているんだと私は理解をしています。一方で、変更にかかるという点で言えば、
0:27:20	変更理由にもなるようなところ、或いは審査に必要な情報ということで書いていっていると。
0:27:27	ということなので変更が不要なところで
0:27:32	関係ない場所であれば、追記する必要はないと。
0:27:36	ということ。逆に追記をすると、変更にかかるのかということで誤解を与えるということかなというふうに思っています。
0:27:46	で、古作ですとそうすると、火山はどうなんだっていうことがあるんですけどそこはどのような認識でいいですか。
0:28:07	はい。乳井技師ありがとうございました。これはちょっと、
0:28:11	配慮がうまくいってない可能性もありますが、地震のところについては

0:28:18	いわゆる海洋プレートも含めあと火山性の地震も含めて地震の話をして いたのもあったので、それに関連する情報として、火山の最新情報をイ ンプットすると。
0:28:28	意味で入れさしていただきました。今回の変更にかかると、おっしゃっ ていただいた変更に係るとか変更後とかっていう、規則に書いてある言 葉の意味は理解をした上で、
0:28:40	広く取ったような感じもしますけどもそういうことで今、下のところは 最新知見を反映させていただきました。以上です。
0:28:49	はい。コサクですわかりました若干広いなとは思いますが、
0:28:58	C Cなんつうかね、地球化学的というんですかね、ちょっと用語はうま く思いつきませんが、関連するということで前広に知見を入れ込ん だと。
0:29:10	いうことで、
0:29:13	ちょっと火山の方の審査は地震津波審査部門でやっているのあれです けど、基本ここ火山の影響についての設計反映は不要であるという、
0:29:28	ことで整理をされているという理解でいいんですよね。
0:29:32	はい。乳井瀬谷でございます。はい。おっしゃっていただけてる通りで ございます設計の範囲は必要ないという結論でございます。

0:29:40	はい。補足です。とはいえ関連するので知見としては入れたと、いうふうに理解をしました。それ以外は、
0:29:50	ちょっと先ほどあやしい説明ありましたが、この後、次回にですね、新知見としては収集をし、検討を続けて、続けてやっていくと。
0:30:01	今ややるというようなところで見ていただいて、設計変更に当たるようなものはないと。
0:30:09	ということだから、今回申請の中では反映をしませんと。
0:30:14	ということで、説明を、
0:30:17	されるのかなというふうに思っています。見た結果何かがあればまた説明いただければと思いますけどよろしくお願いします。
0:30:26	はい、宮城西田でございますちょっといたします。
0:30:33	はい。医療、私からしてきましたけれども、ほか規定上はからありますでしょうか。
0:30:47	はい。衛藤。
0:30:48	福崎社長からありませんので、ごめんなさい。
0:30:52	これ終わりなんだと。
0:30:59	多分、添付をつけて、
0:31:08	これもあまり
0:31:09	私の指摘、

0:31:20	あ、すいません規制庁オオハシですけれども、
0:31:24	本日は大枠の指摘という感じになって次回以降比較表の形で示されて確認をしていきたいと思いますけれども、
0:31:33	当町町長からの指摘は以上になります。日本原燃において今後のスケジュール、あ、ごめんなさい、古作です。大事なことを聞くの忘れしました。
0:31:42	説明の最初の方にもあったんですけど、
0:31:48	標準応答スペクトルの取り入れによって設計変更はないと。
0:31:54	設計変更はないとちょっと言い過ぎなのかな。設備の変更はないと。
0:31:59	いうふうに判断をされていて、工事が発生しないからということと言われてたんですけど、それはどういう評価をして判断されてるんですかね。
0:32:16	付け加えて言うと、この後設工認やるつもりがあるのかないのかっていうことにもなるんですけど。
0:32:34	日本原燃大庭です。
0:32:37	震源を特定せずに関してはこの後許可いただいた後、設工認を申請してということで申請いただくことになっておりますけれども、現時点で当社としてその概略の評価を行った中で、
0:32:52	設計の変更を要するような工事は今発生しないだろうという見積もりを持っているということでございます。すいません、コサクですけど。

0:33:02	どんなことをやってるんですかと聞いているのに、概略評価をして、そう思ってますって説明になってると思います。
0:33:12	ちょっとお待ちください。
0:33:18	はい。日本原燃のオガセでございます。今の件につきましては、当然自営事業変更許可申請を今回の特定せずとして基準地震動を追加したものとして、申請の方はさせていただいておりますけれども、我々社内、当社として実施しておりますのは、当然その申請した地震動に対しまして、耐震設計の方を
0:33:37	開始するところでございます。しているところでございます。耐震設計
0:33:41	につきまして、補強ですとか施設自体の変更が生じるかというところについても、設計としてないというふうなところの判断をしているところでございます。ただ一方で、今回のこの事業変更許可の審査につきまして、審査の中でご存知のように、基準地震動変わる変わったというようなところもございますので、
0:33:58	それを踏まえた再設計が必要というところですので、それを踏まえて最終的な変更というところはまだ確定はしてというのが実情なんですけれども、現状としては我々の申請時点での地震動に基づく設計としてそういう判断をしたと、そういうようなところで実施してございました。以上です。

0:34:13	古作です。大橋さん。
0:34:16	であってもう、
0:34:18	あまりその時間はかけたものの内容としてあんまり、
0:34:22	含まれていなくてですね。
0:34:25	ええ。
0:34:26	その判断をするのに概略どんな評価までしてるんですか。
0:34:31	当然その許可を受けた後でないとは確定した形での表判断はできずということだとは思いますが、とは言っても許可を受けたらすぐ設工認申請の準備されるんでしょう、されてるんでしょうから。
0:34:46	こういう評価をしています。その結果としてはこういう状況であって、それを踏まえると、工事はないと考えていますと。
0:34:56	ということだと思いますし、そもそも許可申請書で工事が発生しないと言ってるんだから、その時点での判断ということはされているわけで、
0:35:06	その判断のために、必要な情報っていうのも整理をされているはずなんですけどどうなんですか。
0:35:23	コサクです。即答ないのであれですけど、ちなみに設工認の方、新基準の積工認の方でまだ耐震計算が確定をして、
0:35:34	確定していないというか認可を受けていないと。

0:35:36	ということなので、それに応じて、この標準応答スペクトルでの対応についても影響し得ると。
0:35:45	ということですから本当の確定というのは、まだできない将来の話だと。
0:35:51	いうことは我々も思っていてそれは前提にあった上で、
0:35:56	最低限現状であればということで、背現状の元で全部考えはということで結構なので説明してください。
0:36:11	はい。日本原燃のオガセでございます。そういった意味でございますちょっと具体的話にも若干なってしまうところでございますけれども、許可時点での添付6ですか、耐震設計の基本方針と、あとはもうその許可時点での基準地震動 S_s 特定施設を含めの申請時点ですが、
0:36:28	許可特定せずの申請を、この時点での基準地震動、この二つに基づきまして、耐震設計への影響というところを確認しました。その確認に当たりましては、現行許可の段階での基準地震動特定せずが入っていない伴
0:36:42	の基準地震動による地震動の大きさから、今回特定せずの地震動を追加した時の地震動の増分の比率みたいなものを持ちまして、それに対して、施設の耐震性への何ていうかね影響評価の方いたしまして、それによって我々ジャッジをいたしまして施設影響がないというふうに判断したそこまでが実施して
0:37:01	社内で、何ていうかね今回の許可において施設変更がないとしたり、

0:37:05	根拠としていうふうに考えたところでございます。以上です。古作です。今は影響評価と言われたことの具体を聞いていてですね。
0:37:15	その影響評価と言われる前に、元の
0:37:21	地震動等、標準応答スペクトルのものの比率を見てと言われましたけど、
0:37:27	そのあとの影響評価とその比率で全体を掛け算しただけっていうことですか。
0:37:37	ただし、こすコサクです。鉄だとするとその部分的に、
0:37:42	上回ってる部分があるから、
0:37:44	今回許可も申請されたんでしょうから、そうすると、影響としてはプラスになるはずで、
0:37:52	そうすると耐震裕度の範囲内だっというようなところまで見たっていうことになるのかなっていう気もするんですけど。
0:37:59	そうですね。周期体として部分的だからとかっていうようなこともあるような気がするんですけど。
0:38:07	はい。日本原燃のオガセでございます大体今のコサクさんがおっしゃった通りのところございまして、比率を見た上で、施設の周期体なんかにもちゃんと着目をした上で、いわゆる裕度の範囲内に収まっているこ

	とを、概略評価概略とかそういった影響評価により確認したというところでございます。
0:38:24	はい。コサクです。周期体ごと、上回るところっていうところにある設備どんなものがあるかなってその裕度がどれぐらいあるかなと。
0:38:35	いうのを見て詳細評価の結果でも収まりそうだと。
0:38:41	考えたっていうことですね。
0:38:45	日本原燃のオガセですおっしゃる通りの認識でございます。
0:38:49	はい。補足ですわかりました。
0:38:52	た、って
0:38:56	そこからはその審査というよりは、面談的な話になるんですけど、
0:39:01	現状で、新基準適合の方の設工認をやっていて、
0:39:08	入力地震動としてどうあるべきかみたいな話を、
0:39:12	していますけど、
0:39:16	本件の、
0:39:20	許可後のその設工認、
0:39:22	新基準適合の方で整理がついた後に申請をする。その時には新基準適合の対応で、同じようにやっていくと。
0:39:33	いう流れになるのか。
0:39:36	どうしていくのかっていうのは何か考えはありますか。

0:39:50	幽霊者、ちょっとだけ待ってください。
0:40:07	あげたような気がする。
0:40:12	許可が下りる前、薬局から
0:40:45	表現の場です。
0:40:47	ちょっとご指摘の趣旨と合ってるかわかりませんが、当社としてはこれ従来からご説明しておりますように新規制基準等、この震源特定せずっていうのは、経過措置の中で切り離して考えてございますので、
0:41:02	新規制基準の対応終わった後に、震源特定施設として、改めて申請をするという流れで考えてございます。
0:41:10	以上です。
0:41:11	古作です。
0:41:15	外れてはいないけど、あってはいなくて、
0:41:20	当然工程表を見させていただいて、今のことは認識をしています。
0:41:28	一方でMOXはっていう話は先ほど言った通りということで、その上で、申請時期、いつっていうことなんです。
0:41:41	許可を出し、
0:41:43	見たら、許可を受けたら、そのあと設購入を新基準適合が終わっていても、別工事として申請するのか。

0:41:52	やることは新基準適合のやり方を反映しなきゃいけないので、その認可を待ってから申請をするのか、どっちですか。
0:42:18	日本原燃大庭でございます。
0:42:22	今、
0:42:24	この許可の方ですね、節評価機関ですとか設工認の更新スケジュール関係は経過措置の議論の中で、当社としての工程も提示をさせていただいておりますけれども、まず評価にある程度の期間が今かかると、
0:42:40	以前お示したのが2年ぐらいの許可期間がかかるということで、その後設工認申請ということでこの震源特定せずの方ですね、考えてございますけれども、
0:42:51	当然どっかで経過措置の周期が定められると思いますのでそれを見てからということにはなると考えますけれども、考え方としては新規制基準の認可をもってですね、待ってこの震源特定施設の設工認を、
0:43:05	申請するということになるというふうに考えております。以上です。
0:43:10	はい。補足です。
0:43:14	順番はわかりました。待ってというよりわあ、まだ申請に至る解析が進んでないので、申請をすぐにできる状況ではなく2年かかりますと。
0:43:28	その2年かかっている間に新基準適合の方の認可を受けるつもりだと。
0:43:33	ということですかね。

0:43:36	上田オオバですはい。すいませんその通りです。
0:43:39	はい。コサクですわかりました。
0:43:43	コサクです。ついでに言うと、思いとしては新基準適合の方の設工認で整理がついた方法でしっかりと対応してくださいねっていうのが
0:43:54	思いなのですけど、
0:43:57	当然、
0:43:58	実務としてはそうじゃないと最終的な認可を受けられないということ で、
0:44:03	認識はしていただいとると思いますが念のためお伝えをしておきま す。以上です。
0:44:14	はい。ちょっとしました。
0:44:16	大庭です。すいません。
0:44:19	あと他規制庁からよろしいでしょうか。
0:44:22	はい。
0:44:23	よろしければ、日本原燃から、スケジュール等説明お願いします。
0:44:28	本日の
0:44:34	日本原燃大庭です。本日の振り返りですけれどもまず冒頭にお話のあり ました申請書の比較表、これをちょっと、

0:44:46	敷地があればご指摘いただきたいんですけども、今回申請しているものを本文から点プーへと再処理だと、6等も出してますけれどもこういったものも含めて比較表の形で、
0:44:58	はい。
0:45:02	音声が遅れて、
0:45:04	かぶって、
0:45:07	続けてしゃべっていいですかね。はい。その比較表を、申請書すべてに対しまして準備して変更理由をその中で、詳細に示すというものを準備をいたします。
0:45:19	あと、事業計画に関しましては、R F Sと同様な形で、資金とその調達計画について、
0:45:30	M O X、2M O X事業の分になりますけれども、今の申請のときから若干考え方があるところございますので整理資料、それからその比較表の方、比較の中で、
0:45:42	土曜日に変えるというのをわかるようにした形で、次回説明をさせていただきますというところ。
0:45:48	それからあと人事権のところですね、再処理で言うと添付書類4になりますけれども、この最終的な確認の結果を、次のヒアリングで説明させていただきます、

0:46:00	もし仮に設計変更を伴うような変更があれば当然、変更しないといけ ないということで、そこの対応もあわせて説明をするということになるか と思います。
0:46:11	スケジュールとして、比較表を作る作業がございますので、資料の提出 をですねその比較表とあと、事業計画のように、
0:46:22	整理資料を修正して、お出しするところもあると思いますけれども、1 週間、
0:46:28	をいただきたいと考えてます来週の金曜日に、資料一式提出させていた だいて、ヒアリングの日程を上程させていただきたいというふうに考え てございます。
0:46:38	以上です。
0:46:40	古作です。念のためですけど、1週間ということだとすると、先ほど言 った新知見能対応っていうのは本当はやっていて、
0:46:51	説明が不十分だったと、或いはちょっと誤解を与える説明だったという ことで、
0:46:58	改めてちゃんと説明すれば
0:47:01	対応はわかるということと理解しておけばいいですか。
0:47:07	本現年オオバです。
0:47:09	すいませんそういった意味では

0:47:13	全くやってないわけではなくてある程度調査は並行して進めてはございますので、来週1週間の間の中で、その結論も含めて、ご説明できる資料を提出できるというふうに考えて、
0:47:26	井戸です。
0:47:27	はい。コサクですちょっとよくわかりませんが来週出された資料で、これまでの皆さんの取り組み状況と、いうことを確認させていただければと思います。
0:47:38	その関係から、今日の資料変更の考え方ですかね、の中で、必要に応じて説明資料といって※書きがあり、小名が
0:47:52	新規スペースって書いているんですけど、
0:47:57	題名見る限り新基準適合で出した補足説明資料の名前がただついているだけっていう感じが。
0:48:05	するんです。最初に廃棄物管理棟、MOX数では※書きの、
0:48:13	整理資料名が違うんですけど、何か意図はありますか。
0:48:20	はい。表現のオオバです。ここの※で書かせていただいているのは、この点、再処理で言うと添付書類4の中で、先ほどから話に出ておりますようにその設計の変更を伴うような新知見があって、仮にその
0:48:36	江藤補正をしないといけないような
0:48:40	項目が出てきた場合ですね。

0:48:42	これ※で書かせていただいている整理資料は新規制基準のときに、まとめた整理資料にありますこの新基準の整理資料を更新する必要があるのではないかと、
0:48:53	新基準のときの整理資料をそれぞれ再処理廃棄物、MOXというふうに書いておりましたのでちょっとタイトルが若干違っております。
0:49:02	はい。補足です。それで言う等、
0:49:05	新基準適合の整理資料更新っていうのが、少し、
0:49:10	誤解というかですね、ずれが生じてきてはいないかなというふうに思います。その発想に至ってるのはおそらく有毒ガスの
0:49:20	影響カーへ、事業変更許可の際に、新基準適合のところとの対応関係を整理すべしということで対応したことが、
0:49:32	元じゃないかなと思うんですけど。
0:49:34	特にす、再処理廃棄物管理の奉納式ちい及び周辺監視区域並びに安全解析に使用する気象条件の変更等についてと、
0:49:45	いうのは新基準適合の時の、その他変更項目について、どういう変更内容であり、それによって基準適合としてはどういうものが、
0:49:56	関係してくるのかという説明をした資料であって、
0:50:00	継続して、
0:50:03	整理をしておくべきものではないんですよ。

0:50:06	どちらかというと、
0:50:08	整理資料の中対象にした整理資料の条文。
0:50:14	その条文の整理資料をリバイスするっていうんだったらまだわかるんですけど、
0:50:19	その点、
0:50:21	認識はどうなってますかね。
0:50:28	はい、西尾でございますません名簿、こちらでさっきちょっと今、おっしゃっていただいた位置付けの違いがあって、その他変更で扱ったやつを、岩島さんやはりおかしいと私も思います。
0:50:41	ちょっとリンクブレットどれが紐づくかをちゃんと整理をして、反映すべきものが何かっていうのを、改めて提示をさせていただきたいと思います。以上です。
0:50:53	はい。コサクです。一方現状だと申請では含まれていないので、当然含まれていないものであれば、整理資料だって、更新は基本ないだろうと。
0:51:05	思いますので次回の断面で整理をして、必要なものを書いて、説明いただければ十分です。今申し上げたのは、
0:51:16	今後の対応として認識ずれたままだと嫌だなと思ったのでお話をしたというところです。以上です。

0:51:25	はい、神石川でございます。はい。ありがとうございます承知いたしました。
0:51:31	あ、はい。ちょっと念のための確認なんですけれども、先ほど添付書類のすべての比較を出すというふうな話があったかと思えますけれども、一応当部門に関わる部分ということで結構ですので、
0:51:46	はい。そこはね。はい。
0:51:49	衛藤。
0:51:52	去年からほか説明大丈夫でしょうか。
0:51:56	すいません。日本原燃大場です。比較表は、今回の
0:52:01	整理資料の履歴書と技術的能力と品管体制についてということで、いう理解でよろしかったでしょうか。
0:52:09	だから、
0:52:10	添付資料4の方も多分、
0:52:14	あれなんですかね、後からでも。
0:52:17	特に変更。
0:52:19	添付している書類4は現状だと、我々の関係する部分に変更されていないから、比較表も何もないんでしょうか。
0:52:28	はい。
0:52:30	添付書類についてはその考え方をつければと。

0:52:34	はい。
0:52:36	はい、わかりました。ありがとうございます。オオバでした。
0:52:40	はい。
0:52:41	藤。
0:52:43	はい。
0:52:44	日本住民から特に
0:52:47	基づかないようであれば、軽重方もよろしければこれで終わりにしたい と思います。よろしいでしょうか。
0:52:56	はい。大丈夫です。はい、じゃあこれでヒアリングの方は終了いたします。 録音の提出してください。